

要件を緩和して飲食店等支援金を再び交付します

－タクシー・運転代行業を加えた独自支援策の第2弾を開始－

燕市では、感染症の拡大により売上減少が続く飲食店等への独自支援策として、本年6月から事業継続支援制度を実施してきました。

今も売上減少に苦しむ飲食店等を引き続き支援するため、タクシー・運転代行業を新たに対象業種に加え、売上の対象要件を緩和した第2弾の支援金を交付します。

また、第1弾の支援金は、申請が済んでいない事業者のために申請期間を延長し、要件を満たす事業者には第1弾、第2弾の両方の支援金を交付します。

なお、第2弾の支援金は10月1日から受付けを開始します。

【燕市飲食店等事業継続支援金制度の概要】

追加・拡充した点は以下のとおりです。※制度の詳細は別紙参照

	第1弾（期間延長）	第2弾（追加）
対象業種	飲食店、酒小売店・酒卸売店	タクシー・運転代行業、飲食店、酒小売店・酒卸売店
対象要件	令和3年4月から8月までの期間において、売上が2ヶ月連続して前々年または前年同月比で20%以上減少していること	令和3年8月から11月までの期間において、1ヶ月の売上が前々年または前年同月比で20%以上減少していること
交付額	1店舗あたり20万円	1店舗あたり20万円
申請期間	令和3年6月21日（月） ～ <u>12月17日（金）</u> (変更前：9月30日（木）まで)	令和3年10月1日（金） ～12月17日（金）

- ・第1弾で「2ヶ月連続」としていた売上の比較月を、
第2弾では「1ヶ月」のみに緩和しています。
- ・第1弾の支援金の交付を受けた事業者にも第2弾の支援金を交付します。
- ・書類の作成に不慣れな方を対象とした申請相談会を10月に開催する予定です。



本件についてのお問い合わせ先
産業振興部 商工振興課：高橋
電話：0256-77-8231（直通）